



京都大学

総務部人事課

ログイン | サイトマップ

検索

HOME

人事手続ガイド

人事に関する情報

人事関連規程集

マニュアル

Q&A

English

アンケート

[HOME](#) > [給与・昇給等](#) > [【平成28年度】](#) > [教職員の給与改定について \(お知らせ\)](#)

主要メニュー

教職員の給与改定について (お知らせ)

平成28年11月30日

教職員の皆様へ

人事担当理事 清木 孝悦

教職員の給与改定について (お知らせ)

本学の教職員の給与については、国家公務員の例に準拠して改定することについて、平成28年11月9日付でお知らせしたところですが、このたび、国において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の成立及び公布されたことを受け、平成28年12月1日付で本学の給与規程等を改正し、別紙のとおり給与改定を行うことといたしましたので、教職員の皆様にお知らせいたします。

国立大学法人の教職員の給与については、法人自ら決定することとなっている一方で、準用する独立行政法人通則法及び閣議決定等において、国家公務員の給与等を考慮することとされており、また、本学においては、法人化以降、給与改定は人事院勧告の内容に沿って行ってきたことから、今回も国家公務員の例に準拠して給与の改定をするものです。

このことについて、過半数代表者等に対して説明のうえ意見を伺い、教育研究評議会及び経営協議会において審議のうえ了承され、11月29日の役員会において決定されました。

なお、人事院勧告の内容のうち、扶養手当の見直しについては、来年4月からの実施予定であるため、改めて給与規程改正の手続きをとることを申し添えます。

[給与規程等の改正概要](#)[給与を遡及して支給する教職員の範囲について](#)